

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 3

許認可等の内容		介護給付費及び訓練等給付費の支給決定
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項
審査基準	関係条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項から第3項まで、第21条第1項から第2項及び第22条1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第7条1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第2条
	基準 (未設定の場合はその理由)	支給決定については、次の基準により行う。 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） ・介護給付費等の支給決定等について（平成19年3月23日障発0323002号） ・茅ヶ崎市支給決定基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）